

社援発 0329 第 60 号
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県知事
各 市長 殿
特別区長
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

○「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 実施責任</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 居住地のない介護老人保健施設又は介護医療院入所者であって、法による介護扶助を適用されている被保護者が、当該保護の実施機関の所管区域外の指定介護機関に転院、転所をした場合には、当該介護扶助の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（1の（2）に該当する場合のほかは現在地保護の例による。）を負うこと。</p> <p>4～11 （略）</p> <p>12 居住地又は現在地の認定は次によること。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 次に掲げる施設に収容されている者又は入所している者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施</p>	<p style="text-align: right;">社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 実施責任</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 居住地のない介護老人保健施設又は介護療養型医療施設入所者であって、法による介護扶助を適用されている被保護者が、当該保護の実施機関の所管区域外の指定介護機関に転院、転所をした場合には、当該介護扶助の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（1の（2）に該当する場合のほかは現在地保護の例による。）を負うこと。</p> <p>4～11 （略）</p> <p>12 居住地又は現在地の認定は次によること。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 次に掲げる施設に収容されている者又は入所している者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施</p>

改正後	現行
<p>機関が保護の実施責任を負い、現在地保護を行うこと。</p> <p>ただし、下記の施設入所者の多くが配偶者からの暴力の被害者である現状にかんがみ、当該被害者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合には、それによることとして差しつかえない。</p> <p>ア <u>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」</u>による<u>女性自立支援施設</u>又は<u>女性相談支援センター</u>の行う一時保護の施設</p> <p>イ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」による<u>女性相談支援センター</u>が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設</p>	<p>機関が保護の実施責任を負い、現在地保護を行うこと。</p> <p>ただし、下記の施設入所者の多くが配偶者からの暴力の被害者である現状にかんがみ、当該被害者の立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合には、それによることとして差しつかえない。</p> <p>ア <u>売春防止法</u>による<u>婦人保護施設</u>又は<u>婦人相談所</u>の行う一時保護の施設</p> <p>イ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」による<u>婦人相談所</u>が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設</p>
<p>第3～5 (略)</p>	<p>第3～5 (略)</p>
<p>第6 他法他施策の活用</p> <p>次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」</u></p> <p>7～40 (略)</p>	<p>第6 他法他施策の活用</p> <p>次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>売春防止法</u></p> <p>7～40 (略)</p>
<p>第7 最低生活費の認定</p> <p>最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一般生活費</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 加算</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 障害者加算</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、<u>106,820</u>円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>オ～コ (略)</p> <p>(3) 入院患者の基準額の算定について</p> <p>ア 病院又は診療所において給食を受ける入院患者については、入院患者日用</p>	<p>第7 最低生活費の認定</p> <p>最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 一般生活費</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 加算</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 障害者加算</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、<u>105,800</u>円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>オ～コ (略)</p> <p>(3) 入院患者の基準額の算定について</p> <p>ア 病院又は診療所 <u>(介護療養型医療施設を除く。以下同じ。)</u>において給食</p>

改正後

品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、特例加算及び12月における期末一時扶助費は算定するものとする。

イ～ク (略)

(4) (略)

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、(ア) から (ウ) までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

- a 保護開始時
- b 長期入院・入所後退院・退所した場合
- c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区 分	金 額
再生によることができる場合	1組につき <u>15,000</u> 円以内
新規に購入を必要とする場合	1組につき <u>21,900</u> 円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服(平常着)が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

1人当たり 15,000円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金 額	
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
2人まで	<u>21,400</u> 円以内	<u>38,400</u> 円以内
4人まで	<u>40,700</u> 円以内	<u>65,000</u> 円以内
5人	<u>52,400</u> 円以内	<u>82,600</u> 円以内
6人以上1人を増すごとに加算する額	<u>7,600</u> 円以内	<u>11,300</u> 円以内

(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合

55,600円以内

現行

を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、特例加算及び12月における期末一時扶助費は算定するものとする。

イ～ク (略)

(4) (略)

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、(ア) から (ウ) までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

- a 保護開始時
- b 長期入院・入所後退院・退所した場合
- c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区 分	金 額
再生によることができる場合	1組につき <u>14,200</u> 円以内
新規に購入を必要とする場合	1組につき <u>20,800</u> 円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服(平常着)が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

1人当たり 14,600円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金 額	
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
2人まで	<u>20,600</u> 円以内	<u>37,000</u> 円以内
4人まで	<u>39,300</u> 円以内	<u>62,700</u> 円以内
5人	<u>50,500</u> 円以内	<u>79,700</u> 円以内
6人以上1人を増すごとに加算する額	<u>7,300</u> 円以内	<u>10,900</u> 円以内

(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合

53,500円以内

改正後	現行
<p>(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合 4,700円以内</p> <p>(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合 月額 25,200円以内</p> <p>イ (略)</p> <p>(6) 家具什器費</p> <p>ア 炊事用具、食器等の家具什器</p> <p>被保護世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、34,400円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。</p> <p>なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、54,800円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。</p> <p>（ア）～（オ） (略)</p> <p>イ 暖房器具</p> <p>被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、27,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が27,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めるときは、暖房器具の購入に要する費用について、67,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>ウ 冷房器具</p> <p>被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めるときは、冷房器具の購入に要する費用について、67,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>エ (略)</p>	<p>(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合 4,500円以内</p> <p>(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合 月額 21,700円以内</p> <p>イ (略)</p> <p>(6) 家具什器費</p> <p>ア 炊事用具、食器等の家具什器</p> <p>被保護世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、32,300円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。</p> <p>なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、51,500円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。</p> <p>（ア）～（オ） (略)</p> <p>イ 暖房器具</p> <p>被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、24,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が24,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めるときは、暖房器具の購入に要する費用について、62,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>ウ 冷房器具</p> <p>被保護世帯がアの（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めるときは、冷房器具の購入に要する費用について、62,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>エ (略)</p>

改正後	現行
<p>(7)～(10) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 出産費</p> <p>(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難しいこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、<u>363,000</u>円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額((1)の要件を満たす場合は、<u>363,000</u>円)の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>8 生業費、技能修得費及び就職支度費</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 技能修得費</p> <p>ア 技能修得費(高等学校等就学費を除く)</p> <p>技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。</p> <p>なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料(月謝)、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用(ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。)等の経費であること。</p> <p>なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、<u>149,000</u>円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(エ) 前記(ア)に定めるところにかかわらず、(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。</p> <p>なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 <u>238,000</u> 円の範囲内にお</p>	<p>(7)～(10) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 出産費</p> <p>(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難しいこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、<u>361,000</u>円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額((1)の要件を満たす場合は、<u>361,000</u>円)の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>8 生業費、技能修得費及び就職支度費</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 技能修得費</p> <p>ア 技能修得費(高等学校等就学費を除く)</p> <p>技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。</p> <p>なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料(月謝)、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用(ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。)等の経費であること。</p> <p>なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、<u>146,000</u>円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(エ) 前記(ア)に定めるところにかかわらず、(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。</p> <p>なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 <u>233,000</u> 円の範囲内にお</p>

改正後	現行
<p>いて特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p>	<p>て特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p>
<p>(オ)～(キ) (略)</p>	<p>(オ)～(キ) (略)</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>9～10 (略)</p>	<p>9～10 (略)</p>
<p>第8～12 (略)</p>	<p>第8～12 (略)</p>
<p>第13 その他</p>	<p>第13 その他</p>
<p>1 国民年金保険料の取扱い</p>	<p>1 国民年金保険料の取扱い <u>(別紙参照)</u></p>
<p>国民年金保険料の取扱いは、次のとおりであるので、これを踏まえ、被保護者の自立助長を図らねたい。</p>	<p>国民年金保険料の取扱いは、次のとおりであるので、これを踏まえ、被保護者の自立助長を図らねたい。</p>
<p>(1) 生活扶助を受ける者については、国民年金法第89条の規定により、生活扶助を受けるに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたものを除き、納付することを要しないものであること。</p>	<p>(1) 生活扶助を受ける者については、国民年金法第89条の規定により、生活扶助を受けるに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたものを除き、納付することを要しないものであること。</p>
<p>(2) 生活扶助以外の扶助を受けるものについては、国民年金法第90条の規定により、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料は、すでに納付されたものを除き、納付することを要しないものとするができること。この場合において、被保護者から申請があったときは、直ちに免除の認定が行われるべきであるとされていること。なお、厚生労働大臣の指定する期間とは、申請のあった日の属する月の2年2か月(国民年金法第91条に規定する保険料の納期限に係る月であって、当該納期限から2年を経過したものを除く。)前の月から当該申請のあった日の属する年の翌年の6月までの期間において必要と認める期間である。</p>	<p>(2) 生活扶助以外の扶助を受けるものについては、国民年金法第90条の規定により、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料は、すでに納付されたものを除き、納付することを要しないものとするができること。この場合において、被保護者から申請があったときは、直ちに免除の認定が行われるべきであるとされていること。なお、厚生労働大臣の指定する期間とは、申請のあった日の属する月の2年2か月(国民年金法第91条に規定する保険料の納期限に係る月であって、当該納期限から2年を経過したものを除く。)前の月から当該申請のあった日の属する年の翌年の6月までの期間において必要と認める期間である。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第14 (略)</p>	<p>第14 (略)</p>